

中運自旅一第224号
中運自旅二第171号
中運自貨第 212号
中運自監旅第 54号
中運自監貨第135号
中運技保第 64号
令和2年8月12日

愛知運輸支局長 殿

自動車交通部長
自動車技術安全部長

事業用自動車運転者等の覚せい剤等薬物使用禁止の徹底について

標記については、かねてから機会あるごとに注意喚起を行ってきたところであるが、本年8月11日に当局管内において、事業用自動車の運転者が覚せい剤を使用及び所持した容疑で逮捕される事件が発生した。

事件は現在、警察の捜査が進められているが、覚せい剤を使用して運行した可能性もあり、これは、輸送の安全を使命とする自動車運送事業者の信頼を大きく失墜させる決してあってはならない悪質なものであり、誠に遺憾である。

については、貴支局管内の自動車運送事業者に対し、その責任の重大性を再認識させるとともに、輸送の安全確保を徹底するため、同様の事件が発生しないよう下記事項について指導を徹底されたい。

なお、別添により管内の関係事業者団体あて通知していることを申し添える。

記

1. 運転者等に対し、覚せい剤等薬物の身体への影響、乱用による弊害について、改めて説明を行い、その使用禁止について周知徹底を図ること。
2. 運転者等の心身の状態を常に的確に把握し、点呼時においても、運転者の顔色、言動等に十分注意し、適切な対応を図ること。
3. 運転者等に対して指導を実施するにあたっては、下記にある専門的な知識及び技術等を有する外部の専門的機関等の情報を可能な限り活用すること。

厚生労働省:薬物乱用防止に関する情報のホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunva/ivakuhin/vakubuturanvou/>

上記以外にも、各都道府県警察、各都道府県薬事課等のホームページ、自動車事故対策機構の各講習テキスト等を適宜活用されたい。

中運自旅一第224号の2
中運自旅二第171号の2
中運自貨第 212号の2
中運自監旅第 54号の2
中運自監貨第135号の2
中運技保第 64号の2
令和2年8月12日

一般社団法人
全国個人タクシー協会中部支部長 殿

国土交通省中部運輸局自動車交通部長
国土交通省中部運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車運転者等の覚せい剤等薬物使用禁止の徹底について

標記については、かねてから機会あるごとに注意喚起を行ってきたところですが、本年8月11日に当局管内において、事業用自動車の運転者が覚せい剤を使用・所持した容疑で逮捕される事件が発生しました。

事件は現在、警察の捜査が進められていますが、覚せい剤を使用して運行した可能性もあり、これは、輸送の安全を使命とする自動車運送事業者の信頼を大きく失墜させる決してあってはならない悪質なものであり、誠に遺憾であります。

つきましては、貴傘下会員の事業者に対し、その責任の重大性を再認識していただくとともに、輸送の安全確保を徹底するため、同様の事件が発生しないよう下記事項について指導を徹底願います。

記

1. 運転者等に対し、覚せい剤等薬物の身体への影響、乱用による弊害について、改めて説明を行い、その使用禁止について周知徹底を図ること。
2. 運転者等の心身の状態を常に的確に把握し、点呼時においても、運転者の顔色、言動等に十分注意し、適切な対応を図ること。
3. 運転者等に対して指導を実施するにあたっては、下記にある専門的な知識及び技術等を有する外部の専門的機関等の情報を可能な限り活用すること。

厚生労働省:薬物乱用防止に関する情報のホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunva/ivakuhin/vakubuturanvou/>

上記以外にも、各都道府県警察、各都道府県薬事課等のホームページ、自動車事故対策機構の各講習テキスト等を適宜活用願います。

中運自旅一第224号の2
中運自旅二第171号の2
中運自貨第 212号の2
中運自監旅第 54号の2
中運自監貨第135号の2
中運技保第 64号の2
令和2年8月12日

中部霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省中部運輸局自動車交通部長
国土交通省中部運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車運転者等の覚せい剤等薬物使用禁止の徹底について

標記については、かねてから機会あるごとに注意喚起を行ってきたところですが、本年8月11日に当局管内において、事業用自動車の運転者が覚せい剤を使用・所持した容疑で逮捕される事件が発生しました。

事件は現在、警察の捜査が進められていますが、覚せい剤を使用して運行した可能性もあり、これは、輸送の安全を使命とする自動車運送事業者の信頼を大きく失墜させる決してあってはならない悪質なものであり、誠に遺憾であります。

つきましては、貴傘下会員の事業者に対し、その責任の重大性を再認識していただくとともに、輸送の安全確保を徹底するため、同様の事件が発生しないよう下記事項について指導を徹底願います。

記

1. 運転者等に対し、覚せい剤等薬物の身体への影響、乱用による弊害について、改めて説明を行い、その使用禁止について周知徹底を図ること。
2. 運転者等の心身の状態を常に的確に把握し、点呼時においても、運転者の顔色、言動等に十分注意し、適切な対応を図ること。
3. 運転者等に対して指導を実施するにあたっては、下記にある専門的な知識及び技術等を有する外部の専門的機関等の情報を可能な限り活用すること。

厚生労働省:薬物乱用防止に関する情報のホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunva/ivakuhin/vakubuturanvou/>

上記以外にも、各都道府県警察、各都道府県薬事課等のホームページ、自動車事故対策機構の各講習テキスト等を適宜活用願います。